

○宮崎大学医学部情報セキュリティ委員会規程

〔平成24年2月3日
制 定〕

改正 平成27年9月2日 平成30年11月21日

令和4年3月2日 令和4年12月7日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学情報セキュリティ基本規程第11条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、医学部における情報セキュリティの向上、情報資産の適正な運用及び個人情報情報の適切な管理を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティの維持管理及び向上に関する事項
- (2) 個人情報の適切な管理に関する事項（患者情報を含む）
- (3) インシデントへの対応及び再発防止対策に関する事項
- (4) その他情報セキュリティ及び個人情報に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部局情報セキュリティ責任者
- (2) 部局情報技術責任者
- (3) 部局情報技術責任補助者
- (4) その他委員長が必要と認める者

(任期)

第5条 前条第4号の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、部局情報セキュリティ責任者をもって充て、副委員長は、部局情報技術責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が、必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成24年2月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月7日から施行する。